

様式第 2 号

地下水等利用専用水道設置届出書

年 月 日

吹田市水道事業管理者職務代理者

吹田市水道部長 宛

届出者 住所

氏名 (名称)

(代表者名)

地下水等利用専用水道を設置しましたので、吹田市水道条例第 3 4 条の 3 第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。なお、裏面記載事項を遵守することを誓約します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地 吹田市

3 地下水等利用専用水道による給水開始日 年 月 日

4 予定する使用水量

1 日平均給水量		1 日最大給水量	
施 設 に お け る 全使用水量	うち、市水から供給 を受ける水量	施 設 に お け る 全使用水量	うち、市水から供給 を受ける水量
m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日

5 地下水等の利用できなくなる事態又は制限される事態が生じた場合に市水から供給を受ける予定水量

1 日平均給水量		1 日最大給水量	
施 設 に お け る 全使用水量	うち、市水から供給 を受ける水量	施 設 に お け る 全使用水量	うち、市水から供給 を受ける水量
m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日

6 添付書類

吹田市水道条例施行規程第37条第2項で定めたもの

水質管理上等の遵守事項

- (1) 地下水等利用専用水道及び給水装置の水質管理に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 市から供給を受ける水が長期間滞留することによる水質劣化を防止できる量の水を使用すること。
- (3) 平常時に比べ、市から供給を受ける水の使用量を一時的に著しく増量する場合は、事前に届出をすること。
- (4) 地下水処理等を常時減量する場合又は廃止する場合は、必要に応じ、市水からの引込管の増径を行うこと。
- (5) 権利移転の際には、継承者に上記遵守事項を引き継ぐこと。